

【 お 知 ら せ 】

私立高等学校等の授業料補助について

西尾市では、私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程に在学する生徒の授業料負担者（保護者）の負担軽減を図るため、授業料の補助を行っています。該当される方は、この補助制度をご利用ください。

【 1 授業料の補助を受けられることができる方】

次の2つの条件に該当することが必要です。

- (1) 10月1日現在で私立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程に在学していること。
- (2) 10月1日現在で生徒の授業料負担者（授業料負担者等）が西尾市に住所を有していること。

【 2 補助金額】

所得基準（所得に応じて金額が変わります）	補助する金額
標準世帯年収 720 万円未満程度の世帯	年額 30,000 円
標準世帯年収 840 万円未満程度の世帯	年額 12,000 円
標準世帯年収 840 万円以上の世帯	年額 10,000 円

※年収は夫婦（配偶者控除あり）、子ども2人世帯の場合の参考年収です。

※「納入すべき授業料」に対して補助します。「納入すべき授業料」が「補助する金額」に満たない場合は、「納入すべき授業料」の額が「補助する金額」となります。

$$\boxed{\text{正規の授業料}} - \boxed{\begin{array}{l} \cdot \text{国と県の補助額} \\ \cdot \text{特待生等の免除額} \end{array}} = \boxed{\text{「納入すべき授業料」}}$$

【 3 提出書類】

西尾市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）

※申請書は西尾市ホームページでもダウンロードできます。

※申請書裏面、下段の「在学等証明書」欄は、学校が記入する箇所となります。

その「在学等証明書」欄にある授業料情報や区分情報などを、学校が記載していただけない場合には、「授業料決定通知書」の写しなど、納入すべき授業料が分かる書類を西尾市へ提出してください。

裏面あり

【4 提出先】

提出書類に必要事項を記入のうえ、下記提出先にご提出ください。
申請書は西尾市ホームページでもダウンロードできます。

(提出期限は提出先により異なりますのでご注意ください。)

提出先	受付期間	備考
在籍する学校	学校の指定する期日	
西尾市役所 4 階 (教育庶務課)	令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火)	在学等証明を受けてください。 郵送可。

【5 授業料の補助を受けることができない方】

- (1) 授業料の納付を全額免除されている方
- (2) 国及び他の地方公共団体の補助制度により、授業料の全額を補助されている方
- (3) 専攻又は別科に在学している方
- (4) 学校教育法施行規則第 1 5 0 条 3 号に基づく文部科学省大臣の指定を受けていない各種専門学校に在学している方
- (5) 当該補助金の交付が 4 回を超える方

問合せ先、郵送先

西尾市教育委員会教育庶務課 鈴木・山本
〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地 (市役所 4 階)
電話：0563-65-2172 FAX：0563-56-2727
メールアドレス kyosho@city.nishio.lg.jp